

○古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱

平成27年 1月29日

告示第17号

改正 平成28年 3月31日告示第86号

平成28年 9月30日告示第244号

平成29年 3月17日告示第71号

平成31年 3月29日告示第91号

令和 3年 3月22日告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における企業誘致に伴う定住促進及び市内産業の振興を図るため、市内に居住し、又は転入する若者若しくは子育て世帯のものであって住宅を取得するものに対し、若者・子育て世帯定住促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取得 建て売りの住宅、新築のマンション又は中古の住宅若しくはマンションを購入することをいう。
- (2) 新築 新たに住宅を建築することをいう。
- (3) 取得等 市内における取得又は新築をいう。
- (4) 取得等物件 取得等する住宅又はマンションをいう。
- (5) 市内業者 古河市税条例(平成17年条例第53号)第23条第1項第3号に規定するもの及び市内に住所を有し、工事を行う個人をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに取得等する者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
  - ア 本人又はその配偶者(以下「本人等」という。)が取得等した日の属する年度の初日から3年前の日以後に転入している者であること。ただし、再転入であるときは、転出後1年以上経過しているものとする。

る。

イ 取得等物件の主たる所有者であって、当該取得等物件を住所とするものであること。

ウ 本人等が取得等を行う日（取得の場合にあつては契約日をいい、新築の場合にあつては建築年月日をいう。以下同じ。）において39歳以下である者又は15歳以下の者を養育するものであること。

(2) 令和3年1月1日から令和5年12月31日までに取得等する者であつて、取得等した日の属する年度の初日から3年前の日以前から市内に居住（同日後に転出し、当該転出後1年未満で再転入する者を含む。）し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 1年を超えて別に居住していた親世帯（直系二親等までを含む。）と、相互に協力し、援助するために同居する（隣接地に居住する場合を含む。）ことを目的として取得等する夫婦（取得等を行う日において15歳以下の者を養育する単身者を含む。）であつて、当該取得等物件を住所とするもの（以下「二世帯夫婦」という。）であること。

イ 二世帯夫婦のうちのいずれかが取得等物件の主たる所有者であること。

ウ 二世帯夫婦のいずれかが取得等を行う日において39歳以下であるもの又は15歳以下の者を養育するものであること。

エ 当該取得等物件が、市内業者が新築し、又はリフォーム工事を行うもの（本人等が契約して行うものであつて申請の際に完了しているものとする。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、支給対象者としなない。

(1) 世帯に属する者が市税の滞納があるとき、又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。

(2) この告示による奨励金を既に受けているとき。

(3) 市からこの告示と同様の補助金等の交付を受けているとき。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の規定に該当する場合 転入者奨励金 次に掲げるものの合算額。ただし、次に掲げる事由に要した費用がそれぞれ掲げ

る額に満たないときは、当該要した費用を限度額とする。

ア 転入者住宅取得奨励金 取得等するとき 30万円

イ 市内業者施工奨励金 市内業者が建築する住宅を取得等するとき、又は中古住宅を取得等する場合において市内業者がリフォーム工事を行う（本人等が契約して行うものであって申請の際に完了しているものとする。）とき 5万円

ウ 区画整理事業保留地取得奨励金 古河駅東部土地区画整理事業地内の保留地を施行者から直接購入し、当該保留地に新築するとき 65万円

(2) 前条第1項第2号の規定に該当する場合 二世帯同居等支援奨励金 次に掲げるものの合算額。ただし、次に掲げる事由に要した費用がそれぞれ掲げる額に満たないときは、当該要した費用を限度額とする。

ア 二世帯住宅取得奨励金 取得等するとき 30万円

イ 区画整理事業保留地取得奨励金 古河駅東部土地区画整理事業地内の保留地を施行者から直接購入し、当該保留地に新築するとき 65万円

2 前項の場合において、同一の支給対象者が同項第1号及び第2号を組み合わせて奨励金の交付を受けることはできないものとする。

(申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、若者・子育て世帯定住促進奨励金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し（世帯全員が記載されたもので転入前の住所の履歴が表示されたもの）

(2) 取得等に関する契約書の写し

(3) 取得等に関する登記事項証明書

(4) 市内業者による建築又はリフォーム工事であるときは、当該工事の内容が分かる書類及び当該工事に係る領収書その他当該工事に係る代金の支払を証明する書類の写し

(5) 住宅の間取り図

(6) 承諾書兼誓約書（様式第2号）

(7) その他市長が必要と認めるもの

- 2 前条第1項第2号の規定による二世帯同居等支援奨励金の場合にあっては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げるものを添えなければならない。
- (1) 親世帯に関する届出書（様式第3号）
  - (2) 同居する親世帯の住民票の写し（世帯全員が記載されたものであって、転居を伴う場合は転居前の住所の履歴が表示されたもの）
- 3 市長は、第1項の申請を受けたときは、速やかに内容を確認の上、交付の可否を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の決定内容を当該申請者に対し、若者・子育て世帯定住促進奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとし、交付することとしたときは速やかに奨励金を振り込むものとする。
- 5 第1項の申請は、取得等した日又は転入した日若しくは当該取得等物件に転居した日のいずれか遅い日から6月を経過するまで（令和3年1月1日から同年3月31日までに取得等した場合は、令和4年3月31日まで）に行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 前条第5項の規定による申請の期限までに申請が行われなかったときは、支給対象者が奨励金を辞退したものとみなす。

（返還）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合により返還を請求するものとする。

- (1) 第5条第3項の規定により交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から起算して1年未満で転出（一時的な転勤等による転出であって、再転入することが明白である場合を除く。以下同じ。）したとき 全額
- (2) 交付決定日から起算して1年以上2年未満で転出したとき 5分の4
- (3) 交付決定日から起算して2年以上3年未満で転出したとき 5分の3
- (4) 交付決定日から起算して3年以上4年未満で転出したとき 5分の2
- (5) 交付決定日から起算して4年以上5年未満で転出したとき 5分の1

(6) 虚偽の申請によるとき 全額

(7) 要件を満たさないことが明らかになったとき 要件を満たさないこととなったときに応じて、第1号から第5号までの例による。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年6月30日をもってその効力を失うものとする。ただし、第7条の規定による奨励金の返還に関する規定はこの告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (平成28年告示第86号)

この告示は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱第4条第3号の規定は、施行日以後に古河駅東部土地区画整理事業地内の保留地(以下「保留地」という。)を購入するものについて適用し、施行日前に保留地を購入したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年告示第244号)

(施行日)

1 この告示は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正後の古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱(以下「改正後要綱」という。)第3条第2項の規定に該当することとなる二世帯夫婦であって、平成28年1月1日から施行日までの間に既に取得等をしているものにあつては、改正後要綱第5条第5項の規定にかかわらず、同条第1項の申請の期限を平成29年3月31日までとする。

附 則 (平成29年告示第71号)

この告示は、平成29年3月17日から施行する。

附 則 (平成31年告示第91号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第69号）

（施行期日等）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、同年1月1日以後に市内において建て売りの住宅、新築のマンション若しくは中古の住宅若しくはマンションを購入し、又は新たに住宅を建築した者（以下「取得等した者」という。）について適用し、同日前に取得等した者については、なお従前の例による。

（経過措置）

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年1月1日前に取得等した者に係るこの告示による改正前の古河市企業誘致等に伴う若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱（以下「改正前告示」という。）第5条第1項の申請の期限は、同条第5項の規定にかかわらず、同年6月30日までとする。

3 この告示の施行の際、改正前告示に規定する様式用の紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

様式第1号（第5条関係）

若者・子育て世帯定住促進奨励金申請書兼請求書

年 月 日

古河市長 宛て

申請（請求）者 住所  
氏名 ㊟  
(自署の場合は押印不要)  
電話

古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱の規定に基づき、次のとおり申請（請求）します。なお、古河市が、指定口座に奨励金を振り込んだときは受領したものと認めます。

居住開始日	年 月 日	転入（転居）日	年 月 日
世帯の状況 ※二世帯の場合は、親世帯について様式第3号により申し出ること。			
続柄	フリガナ 氏 名	生年月日・年齢	勤務先・学校名・学年等
世帯主		年 月 日生（ 歳）	
住宅の状況 所在地 古河市			
住宅種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
敷地面積	m <sup>2</sup>	床面積	m <sup>2</sup> （うち併用部分 m <sup>2</sup> ）
取得等方法	<input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 新築	市内業者施工	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
契約・建築日	年 月 日（ <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 建築日）		
振込先	金融機関名		支店名
	種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号
	フリガナ 名義人		
申請（請求）額	転入者奨励金	転入者住宅取得奨励金	円
		市内業者施工奨励金	円
		区画整理事業保留地取得奨励金	円
	二世帯同居等支援奨励金	二世帯住宅取得奨励金	円
		区画整理事業保留地取得奨励金	円
		請求合計	円

様式第2号（第5条関係）

承諾書兼誓約書

若者・子育て世帯定住促進奨励金の交付を受けるに当たり、市担当職員が審査及び調査を行うため、私の世帯の住民登録に関する資料、税務に関する資料その他の関係資料について、各関係機関に調査、照会、閲覧等することを承諾します。

併せて、古河市民として定住の意思をもって5年以上古河市に居住することを誓約します。

ただし、やむを得ず古河市若者・子育て世帯定住促進奨励事業実施要綱第7条の規定に該当することとなったときは、同条の規定に基づき既に交付を受けた奨励金を返還します。

古河市長 宛て

年 月 日

申請者 住所  
氏名 ⑩  
（自署の場合は押印不要）  
電話



様式第3号（第5条関係）

親世帯に関する届出書

年 月 日

古河市長 宛て

届出者 住所  
氏名  
電話

居住開始日	年 月 日	転入（転居）日	年 月 日
親世帯の状況 ※届出者世帯については様式第1号に記載			
続柄	フリガナ 氏名	生年月日・年齢	勤務先等
世帯主		年 月 日生（歳）	
隣接地居住の場合 親世帯住宅の状況			
所在地	古河市		
住宅種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
所有区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家	居住年数	年

周辺見取図（隣接地同居の場合のみ記載。二世帯の位置関係が分かるように記載）

様式第4号（第5条関係）

若者・子育て世帯定住促進奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

古河市長



年 月 日付けで申請のあった若者・子育て世帯定住促進奨励金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1  交付する。

交付決定額

(1) 転入者奨励金

ア 転入者住宅取得奨励金 円  
イ 市内業者施工奨励金 円  
ウ 区画整理事業保留地取得奨励金 円

(2) 二世帯同居等支援奨励金

ア 二世帯住宅取得奨励金 円  
イ 区画整理事業保留地取得奨励金 円

2  交付しない。

3 振込先

金融機関名		支店名	
種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ 名義人			

4 振込予定日 年 月 日